

資金収支計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 円)

収入の部

科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金収入	76,850,000	80,122,400	△ 3,272,400
手数料収入	1,150,000	1,068,846	81,154
雑収入	18,000,000	18,311,156	△ 311,156
借入金収入	50,000,000	50,000,000	0
前受金収入	18,250,000	19,117,000	△ 867,000
その他の収入	122,000,000	125,052,654	△ 3,052,654
資金収入調整勘定	△ 61,000,000	△ 62,797,292	1,797,292
前年度繰越支払資金	86,667,362	86,667,362	
収入の部合計	312,417,362	317,997,477	△ 5,580,115

資金収支計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 円)

支出の部

科目	予算	決算	差異
人件費支出	61,300,000	62,775,523	△ 1,475,523
教育研究経費支出	12,180,000	12,398,512	△ 218,512
管理経費支出	19,290,000	19,589,243	△ 299,243
借入金等利息支出	4,200,000	4,211,049	△ 11,049
借入金等返済支出	86,600,000	86,682,260	△ 82,260
その他の支出	12,015,000	12,406,573	△ 391,573
資金支出調整勘定	△ 520,000	△ 5,197,511	4,677,511
翌年度繰越支払資金	117,352,362	125,131,828	△ 7,779,466
支出の部合計	312,417,362	317,997,477	△ 5,580,115

貸借対照表

平成29年3月31日

(単位：円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	611,447,114	619,290,070	△ 7,842,956
有形固定資産	611,347,114	619,190,070	△ 7,842,956
その他の固定資産	100,000	100,000	0
流動資産	180,172,790	217,781,716	△ 37,608,926
資産の部合計	791,619,904	837,071,786	△ 45,451,882
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	89,640,000	112,526,000	△ 22,886,000
流動負債	87,109,154	102,815,506	△ 15,706,352
負債の部合計	176,749,154	215,341,506	△ 38,592,352
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	729,957,057	729,957,057	0
第1号基本金	729,957,057	729,957,057	0
繰越収支差額	△115,086,307	△108,226,777	△6,859,530
翌年度繰越収支差額	△115,086,307	△108,226,777	△6,859,530
負債の部及び純資産の部合計	791,619,904	837,071,786	△ 45,451,882

注 記

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しています。

徴収不能引当金

未収納付金の貸倒による損失に備えるため、個別見積による徴収不能見込額を計上しています。

退職給与引当金

退職金規定を置いていないため、退職給与引当金は計上していません。

その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金等に係る収入と支出は純額で表示しています。

2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文科科学省令第15号）に基づき、

計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表（固定資産明細表を含む）について

前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

3. 減価償却額の累計額の合計額

118,609,943円

4. 徴収不能引当金の合計額

0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

土地 502,013,000円

建物 104,781,356円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入をれを行うこととなる金額

0円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れはない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当事項はありません。